

舞鶴市議会の概要

(令和5年版)

～ 目 次 ～

I 市 勢	
1 概 要	1
2 人 口	3
3 予 算	5
4 職 員	8
II 議 会	
1 議 員	9
2 委員会等	11
3 質問・審査等	13
III 議会活動	
1 本会議開催状況	15
2 委員会等開催状況	15
3 付議件数及び議案議決状況	18
4 請願・陳情	19
5 決議・意見書	19
IV 議会報・ホームページ・会議録等	
1 議会報	21
2 ホームページ	21
3 インターネット中継	22
4 FM放送	22
5 会議録	22
6 会議録検索システム	22
V 報酬・費用弁償等	
1 報 酬	23
2 旅 費	23
3 費用弁償等	23
VI 議会事務局	24

I 市 勢

1 概 要

◆ 舞鶴市の沿革

年 月 日	沿 革
明治 2年 6月 20日	近世の初めから、細川幽斎（藤孝）が築いた城を中心に城下町として発展してきた田辺藩は、紀伊の国にもあって紛らわしいので、改称するよう太政官の内々の沙汰により、田辺藩は舞鶴藩と改称
明治 4年 7月 14日	廃藩置県により舞鶴藩は舞鶴県となる
明治 22年 4月 1日	町村制実施により西地区の市街地をもって舞鶴町を設置
明治 35年 6月 1日	余部村の4地区をもって余部町を施行
明治 39年 7月 1日	明治 22年の第4海軍区鎮守府設置（明治 34年開庁）を契機として発展してきた倉梯村と志楽村の一部をもって新舞鶴町を設置
大正 8年 11月 1日	余部町が中舞鶴町に改称
昭和 13年 8月 1日	隣接5か村を合併の舞鶴町が舞鶴市として市制施行
昭和 13年 8月 1日	新舞鶴町、中舞鶴町、倉梯村、与保呂村、志楽村が合併し東舞鶴市として市制施行
昭和 17年 8月 1日	東舞鶴市と朝来村等3か村が合併
昭和 18年 5月 27日	「舞鶴市」と「東舞鶴市」が合併し、現在の「舞鶴市」が誕生
昭和 32年 5月 27日	加佐郡加佐町を舞鶴市へ編入

◆ 地名の由来

16世紀の末、天正年間に歌人・武将として有名な細川幽斎（藤孝）とその子忠興が、鶴の降りたところに城を築いたということから、あるいはその城の形が飛んでいる鶴に似ていたということから、城の名を「舞鶴」と呼ぶようになり、これが地名になったといわれている。

◆ 市制施行 昭和18年5月27日

◆ 面積 342.13平方キロメートル ※令和3年4月1日現在

◆ 市章



周囲の○が「マ」で、中のYは「イ」を、同時に図全体が「ツル」をあらわし、鶴が翼をひろげて舞う姿を表したもの。

(昭和19年1月20日制定)

◆ 市の木 〈ケヤキ〉



市内各所に成育し、雄壮、強健で大地にしっかり根を張り、力強く空に向かって成長していく。

(昭和58年11月1日制定)

◆ 市の花 〈ツツジ〉



市民の間で盆栽や植え込みなどに広く親しまれており、春には郷土の山や街並みに彩りをそえ、うるおいをもたらしてくれる。

(昭和58年11月1日制定)

2 人 口

◆ 人口・世帯数の推移（各年10月1日現在）

調査年	人 口			世帯数	摘 要
	総 数	男	女		
平成20年	90,001	44,809	45,192	34,932	〃
平成21年	89,301	44,445	44,856	35,047	〃
平成22年	88,669	44,347	44,322	35,504	国勢調査
平成23年	87,778	43,857	43,921	35,329	推計人口
平成24年	86,859	43,351	43,508	35,139	〃
平成25年	86,011	42,949	43,062	35,111	〃
平成26年	85,053	42,516	42,537	34,989	〃
平成27年	83,990	41,694	42,296	34,709	国勢調査
平成28年	82,896	41,144	41,752	34,627	推計人口
平成29年	81,808	40,553	41,255	34,463	〃
平成30年	80,721	39,957	40,764	34,360	〃
令和元年	79,886	39,734	40,152	34,420	〃
令和2年	80,336	40,244	40,092	35,188	国勢調査
令和3年	79,020	39,513	39,507	34,838	推計人口
令和4年	77,944	39,063	38,881	34,509	推計人口
令和5年 4月1日	76,898	38,542	38,356	34,213	推計人口

◆ 産業別人口（令和2年国勢調査）










区 分	就業人口	割 合
第1次産業	1,310人	3.5%
第2次産業	8,363人	22.3%
第3次産業	26,964人	71.7%
分類不能	948人	2.5%
合 計	37,585人	100.0%

◆ 年齢区分別人口（令和5年4月1日現在 住民基本台帳による）

年齢区分	人 口	年齢区分	人 口	年齢区分	人 口
0～4歳	2,599	35～39歳	3,869	70～74歳	6,242
5～9歳	3,153	40～44歳	4,406	75～79歳	5,210
10～14歳	3,470	45～49歳	5,695	80～84歳	4,011
15～19歳	3,733	50～54歳	5,615	85～89歳	2,981
20～24歳	3,717	55～59歳	4,631	90～94歳	1,585
25～29歳	3,324	60～64歳	4,524	95～99歳	545
30～34歳	3,378	65～69歳	4,444	100歳以上	90

◆ 舞鶴市の一日 10年前との比較

令和4年版舞鶴市統計表最新数値
（ ）内は10年前の数値

<p>出 生</p>  <p>1.4人 (2.1人)</p>	<p>死 亡</p>  <p>3.3人 (3.1人)</p>	<p>結 婚</p>  <p>0.8組 (1.1組)</p>
<p>転 入</p>  <p>10.0人 (8.9人)</p>	<p>転 出</p>  <p>10.9人 (10.4人)</p>	<p>離 婚</p>  <p>0.3組 (0.5組)</p>
<p>上水道給水量</p>  <p>28,347.9 m³ (32,343 m³)</p>	<p>可燃ごみ収集量</p>  <p>44.2トン (67.8トン)</p>	<p>不燃ごみ排出量</p>  <p>10.7トン (10.0トン)</p>

3 予 算

◆ 令和5年度当初予算

一 般 会 計	36,793,470千円
特別会計（5会計）	17,916,260千円
公営企業会計（3会計）	11,318,370千円
合 計	66,028,100千円

◆ 一般会計当初予算歳入内訳

自 主 財 源	市 税	11,466,300千円	31.2%
	分担金及び負担金	43,690千円	0.1%
	使用料及び手数料	686,470千円	1.9%
	財 産 収 入	110,125千円	0.3%
	寄 付 金	339,394千円	0.9%
	繰 入 金	1,209,971千円	3.3%
	繰 越 金	1千円	0.0%
	諸 収 入	1,235,667千円	3.4%
	計	15,091,618千円	41.1%
依 存 財 源	地 方 譲 与 税	333,000千円	0.9%
	利子割交付金	4,300千円	0.0%
	配当割交付金	104,100千円	0.3%
	株式等譲渡所得割交付金	68,200千円	0.2%
	法人事業税交付金	192,000千円	0.5%
	地方消費税交付金	1,951,200千円	5.3%
	環境性能交付金	40,500千円	0.1%
	ゴルフ場利用税交付金	5,500千円	0.0%
	自動車取得税交付金	1千円	0.0%
	国有提供施設等所在市町村助成交付金	138,000千円	0.4%
	地方特例交付金	75,300千円	0.2%
	地 方 交 付 税	7,012,000千円	19.0%
	交通安全対策特別交付金	8,600千円	0.0%
	国 庫 支 出 金	6,355,416千円	17.3%
府 支 出 金	3,159,735千円	8.6%	
市 債	2,254,000千円	6.1%	
計	21,701,582千円	58.9%	
合 計	36,793,470千円	100.0%	

◆ 一般会計当初予算性質別歳出内訳

区 分		予 算 額	構 成 比
義 務 的 経 費	人 件 費	6,737,877 千円	18.3%
	扶 助 費	8,200,167 千円	22.3%
	公 債 費	3,726,870 千円	10.1%
	小 計	18,664,914 千円	50.7%
そ の 他	物 件 費	5,737,419 千円	15.6%
	維 持 補 修 費	261,594 千円	0.7%
	補 助 費 等	3,370,164 千円	9.2%
	積 立 金	83,728 千円	0.3%
	投資及び出資貸付金	702,355 千円	1.9%
	繰 出 金	3,463,523 千円	9.4%
	予 備 費	10,000 千円	0.0%
	小 計	13,628,783 千円	37.1%
投 資 的 経 費	普 通 建 設 事 業 費	4,499,773 千円	12.2%
	災 害 復 旧 事 業 費	—	—
	小 計	4,499,773 千円	12.2%
合 計		36,793,470 千円	100.0%

◆ 一般会計当初予算目的別歳出内訳

区 分	予 算 額	構 成 比
1 議 会 費	313,760 千円	0.9%
2 総 務 費	4,834,640 千円	13.1%
3 民 生 費	12,781,080 千円	34.7%
4 衛 生 費	4,090,450 千円	11.1%
5 労 働 費	72,770 千円	0.2%
6 農 林 水 産 費	848,180 千円	2.3%
7 商 工 費	917,070 千円	2.5%
8 土 木 費	4,001,070 千円	10.9%
9 消 防 費	1,415,490 千円	3.9%
10 教 育 費	3,782,090 千円	10.3%
11 公 債 費	3,726,870 千円	10.1%
12 予 備 費	10,000 千円	0.0%
13 災 害 復 旧 費	0 千円	0.0%
合 計	36,793,470 千円	100.0%

◆ 財政力指数等

(令和4年度決算)

① 財 政 力 指 数	0.640
② 経 常 収 支 比 率	94.2%
③ 実 質 公 債 費 比 率	13.1%
④ 将 来 負 担 比 率	78.5%

◆ 特別会計当初予算

特 別 会 計 区 分	予 算 額
国 民 健 康 保 険 事 業	7, 1 1 3, 3 1 0 千円
貯 木 事 業	2, 0 0 0 千円
駐 車 場 事 業	2 4, 3 7 0 千円
介 護 保 険 事 業	9, 2 4 7, 2 5 0 千円
後 期 高 齢 者 医 療 事 業	1, 5 2 9, 3 3 0 千円
合 計	1 7, 9 1 6, 2 6 0 千円

◆ 公営企業会計当初予算

公 営 企 業 会 計 区 分	予 算 額
水 道 事 業	3, 4 9 2, 4 0 0 千円
下 水 道 事 業	6, 7 0 3, 1 5 0 千円
病 院 事 業	1, 1 2 2, 8 2 0 千円
合 計	1 1, 3 1 8, 3 7 0 千円

4 職 員

◆ 職員数（令和5年4月1日現在） 751人

Ⅱ 議 会

1 議 員

◆ 議員数（令和5年4月1日現在）

条 例 定 数	25 人
現 員 数	25 人

- ※ 舞鶴市議会議員の定数減少条例（昭和62年9月24日舞鶴市条例第19号）
 - ・平成2年11月18日執行の一般選挙から36人を32人に（4人の減少）
 - ・平成14年11月17日執行の一般選挙から32人を30人に（2人の減少）
- ※ 舞鶴市議会議員定数条例（平成14年12月27日舞鶴市条例第27号）
 - ・定数は30人とし、平成15年1月1日以降初めてその期日を告示される一般選挙から施行、舞鶴市議会議員の定数減少条例は廃止
 - ・平成18年11月19日執行の一般選挙から定数は30人
 - ・平成22年11月14日執行の一般選挙から定数は28人
 - ・平成30年11月18日執行の一般選挙から定数は26人
 - ・令和4年11月20日執行の一般選挙から定数は25人

◆ 現議員の任期

令和4年12月5日から令和8年12月4日まで

◆ 会派・党派別議員数（令和5年4月1日現在）

会 派 \ 党 派	自 民 党	公 明 党	共 産 党	維 新 党	無 所 属	計
自民党鶴政クラブ議員団	5				2	7
新政クラブ議員団	1				5	6
公明党議員団		4				4
日本共産党議員団			3			3
市民クラブ舞鶴議員団				2	1	3
会派に所属しない議員					2	2
計	6	4	3	2	10	25

◆ 男女別議員数（令和5年4月1日現在）

男	女
20人	5人

◆ 当選回数別議員数（令和5年4月1日現在）

当選回数	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回
議員数	4人	5人	5人	3人	3人	3人	1人	0人	1人

◆ 年齢階層別議員数（令和5年4月1日現在）

年齢階層区分	議員数	年齢階層区分	議員数
25～29歳	0人	50～54歳	2人
30～34歳	1人	55～59歳	2人
35～39歳	0人	60～64歳	5人
40～44歳	1人	65～69歳	5人
45～49歳	2人	70歳～	7人

平均年齢 61歳9月

最年少 31歳7月

最年長 82歳2月

2 委員会等

◆ 常任委員会（令和5年4月1日現在）

名称	委員定数	所 管 事 項
総務消防委員会	6人	<ul style="list-style-type: none"> ・市長公室、政策推進部、総務部、会計管理者及び消防の所管に属する事項並びにそれに関連する事項 ・他の常任委員会に属しない事項
産業建設委員会	6人	<ul style="list-style-type: none"> ・産業振興部、建設部及び上下水道部の所管に属する事項並びにそれに関連する事項
福祉健康委員会	6人	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉部、健康・子ども部（健康、保健衛生及び地域医療に関することに限る）及び市立舞鶴市民病院の所管に属する事項並びにそれに関連する事項
市民文教委員会	6人	<ul style="list-style-type: none"> ・市民文化環境部、健康・子ども部（子育ての支援、保育及び幼児教育に関することに限る）及び教育委員会の所管に属する事項並びにそれに関連する事項
予算決算委員会	24人	<ul style="list-style-type: none"> ・予算及び決算に関する事項

◆ 特別委員会（令和5年4月1日現在）

名称	委員定数	設置目的
原子力防災・安全等特別委員会	7人	関西電力高浜発電所等に係る原子力防災及び安全性について、調査研究及び審査を行う。
第7次舞鶴市総合計画・後期実行計画に関する調査特別委員会	24人	第7次舞鶴市総合計画・後期実行計画に関する調査を行う。

◆ 議会運営委員会

- ・任 期 1 年
- ・定 数 10 人以内（現員数 7 人）
- ・委 員 構 成 3 人以上の所属議員を有する会派ごとに、その所属議員数を 3 で除して得た数（端数は四捨五入）の議員で構成
- ・所 管 事 項 (1) 議会の運営に関する事項
(2) 議会の会議規則、委員会条例等に関する事項
(3) 議長の諮問に関する事項
- ・協 議 事 項 議員協議会（全議員出席）で周知の定例会・臨時会の運営等

◆ 議員協議会

- ・開 催 日 定例会初日及び最終の本会議に先立ち開催
その他、原則として毎月 21 日に定例開催（定例会の開催月を除く）
- ・協 議 事 項 議会及び市政の諸問題その他必要な事項についての協議又は調整
- ・構 成 員 全議員

◆ 広報会議

- ・所 掌 事 項 議会報の編集、FMまいづるを活用した議会の情報発信のほか議会の広報に関する事項の協議又は調整
- ・任 期 1 年
- ・委 員 構 成 副議長及び各会派代表者で構成
- ・部 会 設 置 広報会議に「議会報編集部会」及び「FM放送部会」を置く

3 質問・審査等

◆ 代表質問・一般質問（代表質問は3月定例会、9月定例会のみ行う。）

- ・ 通告締切 開会日の本会議が終了した日の翌日から起算して2日後の正午
- ・ 質問、答弁方式

「一括質問・答弁方式（分割方式を含む。）」又は「一問一答方式」のいずれかを選択

- ・ 発言回数 3回まで（一問一答方式は制限なし）
- ・ 発言時間

答弁を除き、代表質問にあつては、1会派につき35分を割り当て、3人を超える1人当たりにつき5分を追加した時間とし、一般質問にあつては、1人40分

- ・ 発言順 改選時に決定した順に会派による輪番
- ・ 質問答弁の場所

一括方式	一括方式	質問	1回目	演壇
			2回目以降	発言席
		答弁	1回目	演壇
			2回目以降	執行機関側の自席
	分割方式	質問	1回目 ※	演壇
			2回目以降	発言席
		答弁	1回目 ※	演壇
			2回目以降	執行機関側の自席
一問一答方式	質問	1回目から	発言席	
	答弁	1回目から	執行機関側の自席	

※次の議題の質問・答弁の場合を含む。

◆ 質 疑

- ・ 通告締切 開会日の本会議が終了した日の翌日から起算して2日後の正午
- ・ 発言回数 同一会派に属する議員による関連質疑を含め3回まで
- ・ 発言時間 質疑、答弁を含め20分以内
- ・ 発言順 先質疑者と後質疑者の質疑内容ができるだけ重複しないよう配慮して議長が決定
- ・ 発言場所 質疑は自席から行い、答弁は議員は登壇、執行機関は自席

◆ 議案審査

[予算・決算に係る議案]

- ・本会議 提出された議案の説明、質疑の後、予算決算委員会に付託される。
- ・理事会(1回目) 予算決算委員会の開催を省略し、付託された議案を所管の分科会へ送付する。
- ・分科会 各所管の議案に対する質疑を行い、1議案ごとに賛否の意思表示を行うことができる。
- ・理事会(2回目) 総括質疑の通告内容について審査する。
- ・予算決算委員会 総括質疑(答弁を含めて20分以内)の後、討論・採決を行う。
- ・本会議(最終日) 予算決算委員会委員長報告の後、質疑、討論を経て採決する。

[予算・決算を除く議案]

- ・本会議 提出された議案の説明、質疑の後、所管の常任委員会に付託する。
- ・常任委員会 予算・決算以外の議案については、所管の常任委員会において、質疑・答弁の後、討論・採決を行う。
- ・本会議(最終日) 各常任委員会委員長報告の後、質疑、討論を経て採決する。

◆ 請願審査

- ・提出期限 2日日本会議の3日前の午後5時までに受理した請願を当該定例会で審査する。それ以後に受理した請願は次期定例会で審査する。
- ・審査方法 本会議の2日目に上程し、所管の委員会に付託し、審査する。最終本会議で委員長報告の後、質疑、討論を経て採決する。

◆ 陳情の取り扱い

受理した陳情書は、その都度写し(原文複写)を全議員に配付する。

◆ 押しボタン式投票システムによる表決

議案の採決については原則として押しボタン式投票により行い、議案に対する議員の賛否結果を、市議会ホームページ、議会報で公開する。

Ⅲ 議 会 活 動

(令和4年1月1日～令和4年12月31日)

1 本会議開催状況

会 議 区 分	会 期	本会議開催日数
3月定例会	2月24日～3月28日(33日間)	5日
6月定例会	6月2日～6月29日(28日間)	5日
9月定例会	9月2日～10月6日(35日間)	5日
12月定例会	12月5日～12月27日(23日間)	5日
合 計	119日間	20日

2 委員会等開催状況

◆ 常任委員会(委員会協議会を含む。)

委 員 会 名	開 催 状 況
総務消防委員会	12回
産業建設委員会	13回
福祉健康委員会	11回
市民文教委員会	12回
予算決算委員会	9回

◆ 予算決算委員会理事会

会 議 名	開 催 状 況
予算決算委員会理事会	3回

◆ 予算決算委員会分科会

分科会名	開催状況
総務消防分科会	6回
産業建設分科会	7回
福祉健康分科会	7回
市民文教分科会	7回

◆ 議会運営委員会

会議名	開催状況
議会運営委員会	27回

◆ 特別委員会

委員会名	設置期間	開催状況
原子力防災・安全等特別委員会	平成30年12月14日から	7回
新型コロナウイルス感染症対策特別委員会	令和2年4月30日から 令和4年12月4日まで	4回
第7次舞鶴市総合計画後期実行計画に関する調査特別委員会	令和4年12月16日から	2回

◆ 協議・調整の場

会議名	開催状況
議員協議会	9回
広報会議	5回
議会報編集部会	13回
FM放送部会	10回

◆ 諸会議

会 議 名	開 催 状 況
各 派 幹 事 会	1 5 回
各 派 幹 事 長 会	1 1 回

◆ 市民と議会のわがまちトーク(意見交換会)

委 員 会 名	テ ー マ	参 加 者
総 務 消 防 委 員 会	公共交通を維持していくために 何が必要か	2 4 人
産 業 建 設 委 員 会	農業の担い手確保について ～もうかる農業にするためには～	2 5 人
福 祉 健 康 委 員 会	高齢者の自立と生活支援サービスの 充実について	2 4 人
市 民 文 教 委 員 会	家庭教育を支える仕組みづくり について	2 8 人

3 付議件数及び議案議決状況

◆ 付議件数

	市長提出								議員提出						請願	計	
	予算	決算	条例	契約	財産	専決	人事	その他	計	条例	規則	意見書	決議	その他			計
3月定例会	13		16					1	30	1			1		2		32
6月定例会	3		3			2	1	1	10			1			1		11
9月定例会	5	9	3				1		18	1				1	2	1	21
12月定例会	4		5				3	5	17	1				2	3		20
合計	25	9	27			2	5	7	75	3		1	1	3	8	1	84

(注) 選挙及び辞職許可、常任委員会・議会運営委員会・特別委員会の選任及び辞任許可、閉会中の継続審査、議案訂正、請願取り下げの件については、件数に算入していない。選挙管理委員の選挙は、議長提案としている。

◆ 議案議決状況

会議名	可決	修正	否決	認定	承認	同意	不同意	採択	不採択	その他	合計
3月定例会	32										32
6月定例会	9				2						11
9月定例会	10			7		1			1	2	21
12月定例会	18					2					20
合計	69			7	2	3			1	2	84

※9月定例会のその他は、「認定及び可決」。

4 請願・陳情

◆ 請願の議決状況（令和4年）

受理 番号	受 理 年月日	件 名	提 出 者	付 託 委員会	議決年月日 議決結果
1	4.9.8	長引く新型コロナ禍 と物価高騰から市民 生活を守るための緊 急請願	舞鶴地方労働組合協 議会 議長 三宅 匡ほか 2名	令和4年 請第1号 に関する 審査特別 委員会	4.10.6 不採択

◆ 陳情の受理状況（令和4年） 9件

5 決議・意見書

◆ 意見書の議決状況（令和4年）

受理 番号	件 名	議 決 年 月 日
1	電力の安定供給を求める意見書	4.6.29 可決

◆ 決議の議決状況（令和4年）

受理 番号	件 名	議 決 年 月 日
1	ロシアによるウクライナへの侵略を非難する決議	4.3.9 可決

IV 議会報・ホームページ・会議録等

1 議会報

- ◆ 名 称 まいづる市議会だより
- ◆ 創 刊 昭和62年4月
- ◆ 発行時期 最終本会議の日から起算して1ヵ月以内の日
- ◆ 発行回数 年5回（各定例会号+新年号）
- ◆ 体 裁 定例会号 A4判 20ページ 2色刷 表裏フルカラー
新年号 タブロイド判 2ページ フルカラー
- ◆ 作成部数 22,600部
- ◆ 配布方法 新聞折り込み、タブレット・スマートフォン用アプリ「マチイロ」、
ホームページに掲載
- ◆ 経 費 2,796千円（令和5年度当初予算）
- ◆ 議会報編集部会 副議長を部会長に会派の代表者で構成…委員数6人
- ◆ 編 集 原稿は発言者が作成、編集委員は紙面割り付け等を行う。
代表質問・一般質問、討論は会派名及び発言者名を掲載する。

2 ホームページ

- ◆ 開 設 平成14年3月
- ◆ 掲載内容 議会日程、議案、議決結果、議案に対する議員の賛否結果、傍聴、
請願・陳情、議会の概要や委員会構成、議員紹介、議員名簿（委員会、会派）、市議会だより、本会議の中継及び録画配信、議長交際費、政務活動費、議会活性化の取り組み、視察受入状況など
- ◆ 更新日程 随時更新
- ◆ U R L <https://www.city.maizuru.kyoto.jp/sigikai/>

3 インターネット中継

- ◆ 開 設 平成22年6月
- ◆ 配信内容 本会議及び委員会の中継及び録画
- ◆ 配信日程 ライブ中継及び録画配信
- ◆ U R L
ライブ中継

<http://msvwcam1.city.maizuru.kyoto.jp/player/player.html?stream=livestream&liveflg=1>

4 FM放送

- ◆ 実施内容 「FMまいづる」に毎月1回、議員がゲスト出演し、市議会の仕組みや活動状況などの議会情報を発信

5 会議録

- ◆ 本会議
 - ・ 記 録 全文記録
 - ・ 記録方法 ICレコーダー・反訳・印刷・製本
 - ・ 作成部数 13部
 - ・ 配 付 先 執行部局、市立図書館、情報公開コーナー等
 - ・ 作成期日 次期定例会の初日に配付
- ◆ 委員会
 - ・ 記 録 全文記録
 - ・ 記録方法 ICレコーダー・反訳・印刷・製本
 - ・ 配 付 先 執行部局、情報公開コーナー
- ◆ 幹事会等
 - ・ 記 録 要約記録

6 会議録検索システム

- ◆ 運用方法及びデータの対象範囲
 - ・ インターネット（平成15年3月から運用）
本会議は平成6年12月以降、委員会は平成12年4月以降の開催分

V 報酬・費用弁償等

1 報酬

区 分	報 酬 月 額	改 定 年 月 日
議 長	570,000 円	平成8年6月26日
副 議 長	480,000 円	〃
議 員	440,000 円	〃
市 長	949,000 円	平成30年4月1日
副 市 長	781,000 円	〃
教 育 長	688,000 円	〃

改定前：市長（1,020,000 円）、副市長（840,000 円）、教育長（740,000 円）

※市長・副市長・教育長の給与は、一般職（職務の級が6級以上の者に限る。）の給料の減額措置に準じて、期間を明記の上、減額措置を実施。

2 旅 費

- ◆ 日 当 廃 止
- ◆ 宿 泊 費 14,000 円（宿泊地等による区分なし）

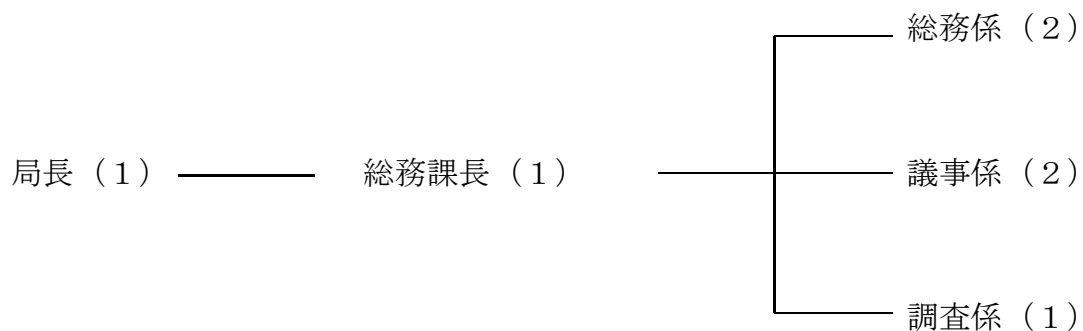
3 費用弁償等

- ◆ 費用弁償
本会議、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会、議員協議会、広報会議、議会報編集部会、FM部会に出席した場合、居住地から招集地までの往復の路程に応じて1キロメートルにつき25円（委員外議員を除く。）
- ◆ 政務活動費
1人当たり年額260,000円を会派に支給

VI 議 会 事 務 局

◆ 職員数

条例定数 8 人 現員数 7 人 (ほか業務支援職員 2 人)



◆ 行政視察の受入状況 (令和 4 年度)

受入団体数	受 入 人 数 [人]			
	議員	理事者	事務局	合計
15 団体	118	0	46	164

M E M O

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

舞鶴市議会の概要

(令和5年版)

発行 舞鶴市議会事務局

〒625-8555 舞鶴市字北吸1044番地

TEL 0773-66-1060

FAX 0773-62-7666